



RIETI Discussion Paper Series 11-J-014

- 企業情報開示システムの最適設計 -
第2編

日本企業の持続的成長可能性と非財務情報開示のあり方

國部 克彦 神戸大学

坂上 学 法政大学

古賀 智敏 経済産業研究所

小西 範幸 青山学院大学

久持 英司 駿河台大学

姚 俊 経済産業研究所

島田 佳憲 神戸大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

-企業情報開示システムの最適設計-

第2編

日本企業の持続的成長可能性と非財務情報開示のあり方*

國部 克彦（神戸大学）

坂上 学（法政大学）

古賀 智敏（同志社大学・ファカルティフェロー）

小西 範幸（青山学院大学）

久持 英司（駿河台大学）

姚 俊（日本学術振興会特別研究員・RIETI リサーチアシスタント）

島田 佳憲（神戸大学大学院博士課程）

要旨

近年 EBR などの取り組みに見られるように、財務情報のみならず非財務情報をも含めた企業の情報開示が求められて久しい。本ディスカッション・ペーパーでは、この非財務情報について、社会環境情報・知的資産情報・リスク情報に分け、それぞれについて「なぜ開示しなければならないのか」という開示根拠の問題、「何を開示すべきなのか」という開示フレームワークの問題について検討をおこなった。またこれらの非財務情報を「どのように開示したらよいか」という問題については、近年の統合レポート（Integrated Reporting）の動向を踏まえ、また XBRL の活用を念頭に置きながら検討をおこなった。これらの非財務情報の開示は、理想的には何らかの制度的な対応がなされ、また XBRL の活用もそれら制度を背景として統合的なタクソノミを開発していくことかもしれない。しかしながらサステナビリティ情報や知的資産情報の開示すべき範囲・方法については、未だ十分なコンセンサスが得られておらず、また社会経済の状況により求められる情報が絶えず変化していくため、制度的な対応を求めることは現実的ではない。当面においては国際統合報告委員会（IIRC）等で国際的に議論が進められているように、投資家と企業の行動変革を促すことを目指した統合レポートでの開示充実を求めていくことが必要となる。また、これらの非財務情報の開示については、信頼性の向上と拡張に対する一定の歯止めとして保証を求めることの検討も必要となるが、それを実効的なものとするためには、企業の開示責任の拡大に対する認識を促すとともに、それに対しての監査上の経営判断の尊重および監査負担の軽減とを併せて議論を進めていくことが必要である。

キーワード：非財務情報、社会環境情報、知的資産情報、リスク情報、XBRL、統合レポート

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、(独)経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、(独)経済産業研究所の研究プロジェクト「企業情報開示システムの最適設計」の成果、全5編のうちの第2編である。

はじめに

近年 EBR (Enhanced Business Reporting) などの取り組みに見られるように、財務情報のみならず非財務情報をも含めた企業の情報開示が求められて久しい。非財務情報とひとくちに言っても多様であるが、企業統治に関する情報、企業戦略や事業機会および事業リスク情報など経営者の判断、社会環境を中心とするサステナビリティ情報、知的資産を中心とする無形資産情報といったものが代表的なものであろう。

これらの非財務情報のうち、2004年3月期決算の有価証券報告書より「事業等のリスク」、「財政状態および経営成績の分析」、「コーポレートガバナンスの状況」といった項目についての開示がなされており、非財務情報のうち明確な形で開示制度が確立していないのは「サステナビリティ情報」と「知的資産情報」の2つが残されているという状況にあるといえるだろう(資料4参照)。

これらの非財務情報の開示が求められる背景としては、第一に、将来指向情報へのシフトにより財務報告に多くの見積りや判断が入り込むようになり、財務数値について不確実性が増大する傾向にあるため、それを補うために非財務情報の重要性が増していることが挙げられる。また第二に、過度の投資家指向に対する修正として幅広いステークホルダーに対して情報開示すべきであるという観点から、GRIのサステナビリティ報告原則に見られるような環境や従業員に関連する社会環境情報(以後、サステナビリティ情報とする)の開示が求められるようになってきていることを挙げることができる(資料1参照)。第三には、ナレッジ指向経営へのパラダイムシフトにより、競争優位の源泉としての知的資産の有効な活用が求められるようになってきていることが挙げられる(資料2参照)。最後に、経済のグローバル化による競争激化とさまざまな環境変化はより一層のリスク情報に関する開示の要求をもたらし、各種の引当金の設定など財務諸表本体における情報開示を超えて、不確定かつ定性的な情報開示の拡大が求められるようになってきている状況も挙げることができる(資料3参照)。

このような背景のもとで、非財務情報はさまざまな内容と媒体を通じて、さまざまな国において実践がなされてきたが、本ディスカッション・ペーパーでは、非財務情報について、サステナビリティ情報、知的資産情報、リスク情報のそれぞれについて、これまでどのような取り組みがなされてきたかについて検討するとともに、その開示媒体としてXBRLの活用を中心に検討することで、日本における非財務情報の開示についての提言をまとめることとした。

サステナビリティ情報(社会環境情報)の開示のあり方について(資料1)

サステナビリティ情報の開示について見てみると、米国ではスーパーファンド法のように環境汚染に対する懲罰的な法律が制定されたのを背景として、SECは投資家に向けたリスク情報の開示という意味合いが強いものであった。またEUの2003年の会計法現代化指令では、IFRSの導入とともに、環境や従業員に関する指標(KPI)の開示を求めた。両者に

共通するのは、証券規制に関する規則や会社法改正などの制度的な対応がなされた点である。

日本において、サステナビリティ情報の制度的な対応は限定的であり、その実態調査によれば、貸借対照表上においては環境関連の引当金を別項目を立てて開示している事例や、環境負荷提言のための具体的な活動についての説明が有価証券報告書においてなされている。一方、制度的な枠組みを超えた企業の自主的な取り組みとしては、CSR 報告書や環境報告書といった名称で多くの企業がサステナビリティ情報の開示をおこなっており、これらの多くは環境省のガイドラインや GRI フレームワークを参考にしていることが明らかにされている。ただし、いずれにおいても、これらの情報開示と経済的利益との関連性は必ずしも明らかにはなっていない。

日本においては、自主的にサステナビリティ情報の開示がおこなわれているが、制度的な枠組みにおいては、決して十分なものではないことが分かる。これは EU のように会社法を改正してサステナビリティ情報を拡充しろという要請がほとんど見られなかったことも影響しているといえるだろう。有価証券報告書においては、開示内容の細部に至るまで規定されており、既に多様な内容の開示がおこなわれていることから、現状ではリスク情報という形で開示することは可能であっても、新たにサステナビリティ情報に関するセクションを設けて開示させるという方向での手当ては、企業負担の増加や手続的な問題など多くの困難が伴い現実的ではない。

もし法的な対応が無理であれば、任意開示のアンニュアルレポートの拡充するように促すことも一つの方向性としてはあるだろう。その際には、単に財務報告とサステナビリティ報告とを合わせた媒体レベルの統合ではなく、財務パフォーマンスと社会環境パフォーマンスとを関連付け、事業戦略とサステナビリティの統合を企業目標や戦略の中に明確に位置づけることが必要であろう。そうなれば、アンニュアルレポートは、財務情報と非財務情報とが自然と融合する「統合レポートイング」(integrated reporting) へと変容していくはずである。

知的資産情報の開示のあり方について（資料 2）

非財務情報は、対外的にはサステナビリティ情報への意識の高まりによって、また対内的には競争優位の源泉としての知的資産の活用のために、その重要性を増していると言える。財務情報は会計責任を果たすため貨幣額として測定され開示されるが、非財務情報は社会的責任を背景としつつも、その測定の困難さから KPI という形で開示される点で異なる。またサステナビリティ情報は社会環境保全という目的のため、また知的資産情報は企業の価値創出の可視化のため開示され、どちらも中長期スパンの持続的発展可能性を示すものという点で共通している。したがって、信頼性の高い非財務情報は、企業の将来における財務的価値を予測させる有効な情報として位置づけることができ、財務情報と一体となって持続的発展を支える開示情報をなすものと言える。

現在の企業は、ナレッジ指向へと経営パラダイムがシフトしているものと捉えることができる。なぜならば、ナレッジは富や価値の中核的クリエイターであり、将来的稼働能力

とイノベーションを引き起こすキードライバーだからである。このため、企業が発展していくためにはナレッジの創造が不可欠であり、企業の優位性を示すためにもナレッジの開示というものが必要とされるようになってきているのである。知的資産情報は、企業の価値創出プロセスを主として定性的に表示し、定量的情報と一体となって企業の将来的稼得能力と持続的成長可能性を提供することになり、投資家のみならず広くステークホルダーに資するものと言えるだろう。

知的資産の開示方法としては、北欧モデルと米国モデルを識別することができる。北欧モデルは、人的資産・構造資産・関係資産といった知的資産そのものに焦点を当て、ナレッジマネジメントの伝達手段として活用するものであり、ドイツやオーストリア、そして日本などへ影響を与えてきた。また米国モデルは、投資者・債権者に対する企業の資本配分の意思決定への役立ちが主で外部指向的であり、内容も知的財産権と分離可能な無形資産に限定されたものである。

日本モデルは、北欧モデルの影響を受けつつ、経済産業省が2005年に公表した「知的資産経営の開示ガイドライン」を中心として独自の歩みをしてきた。その特徴は、投資者・株主が特に意識されていること、時間軸の切り口は重視されているものの戦略とKPIとの連携が薄く、北欧モデルのように「戦略－知的資産の把握測定－KPI」といった一体的なものとしては捉えていないこと、そして行動ではなく事物の分類を重視し、将来の期待される効果をビジュアル化しようとしている点でプロセス指向であること、などである。

今後の展望としては、中小企業に対しては自社の強みとその源泉である知的資産の伝達手段として活用できるよう知的資産経営報告書の拡充が必要であろう。また大企業に対してはサステナビリティ報告書との媒体的統合を果たし非財務情報の統合化を推進すべきである。

リスク情報開示のあり方について（資料3）

現代の財務報告においては、資産あるいは負債の要件が満たされる事象について、その事象が生じる可能性が確実でなくても、公正価値測定の中で調整できるのであれば、財務諸表上に引当金という形で計上できるようになってきている。しかし認識と測定の要件を満たさない場合、認識に伴うリスク・不確実性の許容範囲に収まるものは財務諸表の注記として開示され、その許容範囲を超えるものについては財務諸表外（たとえば「事業等のリスク」のセクション）に記載されることになる。さらに環境情報のように財務諸表に直接的に関連しない事象の場合は、環境報告書などの中で開示される。このように企業情報の開示範囲は拡大の一途をたどっているといえる。

ここで重要となる「保証」という概念であろう。保証業務は、際限のない財務報告の拡大化に何らかの歯止めかけるものとしての機能を果たすことになるからである。開示範囲の拡大に伴い、「保証」の概念も拡大化し、もはや監査人だけでなく、鑑定人の存在が不可欠となっている。このため現代の財務報告では、新しい「保証」の概念の確立が求められているのである。

ところでリスク情報を開示する目的は何かというと、①実際の将来予測情報の提供、②資本コストの低減、③より良好なリスク・マネジメントの促進、④全ての投資者の同様な扱いの保証、⑤スチュワードシップ責任・投資者保護及び財務報告の有用性の促進、といったものが識別されるが、これらの情報開示方法としては「事業等のリスク」といった形で企業の自主性に任されている。このため、リスク情報には認識・測定・開示に関する原則・基準が存在せず、企業間での比較可能性が乏しく、MD&A やコーポレートガバナンスに関する情報との重複が多く理解しづらく、その信頼性は決して高いとは言えないのが現状である。

英国では1990年代よりCSR開示が積極的に求められるようになり、一旦は年次報告書にOFR (Operating and Financial Review) が義務付けられることになったが、最終的には年次報告における「取締役報告書」や「営業概況」などに記載されることとなり、そこではリスク情報の開示は任意であり、しかも将来情報の開示については免責されることになったという経緯がある。

このようにリスク情報は、財務報告における開示には限界があるため、企業の長期的価値に影響を及ぼす可能性のある主要なリスク情報の開示の手順を明らかにし、リスクの定義ならびにリスク情報の目的、質的特性、認識、測定及び開示についての一体的な検討をおこない、リスク情報の開示のあり方の枠組みを示していかなければならない。

なお、この「保証」については単に企業の負担増をもたらすものであってはならない。現行制度における予測見積もり、公正価値評価の拡大とも関連する。IFRSの原則主義のもと、企業の開示責任が増大する一方、経営判断が尊重され監査負担の軽減の可能性があることを踏まえた制度全体の設計の中で考える必要がある。

統合レポートの視点

非財務情報の開示について、社会環境情報、知的資産情報、リスク情報の開示内容と、これらの情報をどのような媒体・方法で開示するかという問題について、以上のとおり論じてきた。非財務情報の開示が要求される論理、開示される媒体、開示の内容はそれぞれ大きな相違があり、非財務情報の開示はまさに複合的な現象であると言えよう。

しかし、これらに共通する特徴として「統合レポート」の方向性があり、またその開示媒体の1つの形式として、XBRLの活用が期待されているという状況がある。ここでは、統合レポートの視点から、非財務情報開示のあり方をまとめることにしよう。

統合レポートの考え方には制度的な手当てなど様々な段階があるが、ここでは企業にとって最も基本的なアニュアルレポートでの任意開示を想定することにしよう。非財務情報は、環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書、知的資産経営報告書などの名のもとで、アニュアルレポートとは別の媒体で開示されることが多かった。しかし、社会や環境に関するリスク情報については、SECなどの規制機関が、投資家の意思決定への影響を考慮して、基準や指針を整備しており、アニュアルレポートにおいて一定の展開を見せている。実際に、SECに提出するForm 10-K報告書では、多くの環境に関するリス

ク情報が開示されている。このような動向は日本でも、有価証券報告書における「事業等のリスク」において開示の充実が図られようとしている。

今後考慮されるべきはリスク情報以外の非財務情報をどのように開示すべきかであろう。この点において、現在ヨーロッパを中心に提唱されている統合レポートの考え方は、日本企業の今後の情報開示制度を設計する上において参考になる。ヨーロッパにおける統合レポートの契機は2003年のEUによる会計法現代化指令において環境や従業員に関する主要業績指標（KPI）の開示を求めたことに遡ることができる。

EU指令以降、EU各国はEU指令を国内法化し、アニュアルレポートにおける社会・環境情報の開示が拡大した。日本でも、有価証券報告書において環境関係の情報は開示されているものの、それらは環境活動に関する記述的な情報が多く、パフォーマンス情報の開示はほとんどみられない。一方、イギリスやドイツの主要企業のアニュアルレポートでは環境や社会に関するパフォーマンス情報が開示されている。知的資産情報はそこではあまり開示されていないが、CSR情報の重要な構成要素であると認識されれば、アニュアルレポートで開示される可能性がある。アニュアルレポートで、社会・環境情報や知的資産情報が記述情報としてだけでなく、パフォーマンス情報として開示されることは、統合レポートの最終的な目標の一つであり、そのときに従来の環境報告書やサステナビリティ報告書などは、アニュアルレポートに対する補完的な情報提供手段という位置づけになる。

このような統合レポートの考え方を、日本へ導入した場合、考慮しなければならない論点には次のような点が上げられる。

- ①社会・環境情報（知的資産情報を含む）として主要業績指標を開示させる根拠は何か。
- ②そのような情報を開示する場合、どのような情報が開示されるべきか。
- ③またこれらの情報は、どのような形式・媒体で開示されるべきか。

以下において、それぞれについて検討することにしよう。

主要業績指標開示の根拠

社会・環境情報（知的資産情報を含む）として主要業績指標を開示させる根拠は何かという①の問題に関しては、法的に開示を求めるのか、それともガイドラインなどで奨励するのか、その手段によって根拠付けは異なってくる。また、有価証券報告書での開示を求めるのか、会社法上での開示を求めるのか、それとも自主的な開示を求めるのかで、方向性も変わってくる。現状では、会社法を改正して社会・環境情報の開示を求めるのは現実的ではないし、そのような社会的要求も強いとは感じられない。また、有価証券報告書上で、社会・環境に関するパフォーマンス情報の開示を求める動きについては、日本公認会計士協会などで見られるものの、その制度的論拠について十分な議論が尽くされていない。ただ、有価証券報告書は上場企業に課せられるもので、投資家にとっての意思決定有用性が最優先される報告書であり、その意味で、社会・環境に関するパフォーマンス情報を開示させる論拠には、投資家の意思決定にそのような情報が必要であることを実証せねばならず、現状ではそのような証拠は乏しいと言わざるを得ない。

それでは、なぜ EU は会計現代化指令において、必要な場合にはという条件付ながら、社会・環境に関するパフォーマンス情報の開示を求めるようになったのであろうか。これはひとつには、株主総会への提出書類であるアニュアルレポートへの規制であり、株主の多様な関心を反映していることと、あらゆるステークホルダーへの幸福を追求する EU 創設の精神を体現していることからきていると解釈することができる。すなわち、EU における社会・環境に関するパフォーマンス情報の開示要求は、単なる情報開示要求の枠を越えて、経営者は多様なステークホルダーに対して責任を有するという考え方が基本になる。その究極の形態が、財務パフォーマンスと社会・環境パフォーマンスを統合したアニュアルレポートであり、それが統合レポートの目指す方向である。

翻って、日本では CSR が政府の政策的課題として取り上げられたことはなく、環境報告書や知的資産経営報告書についてはガイドラインがあるものの、法制化や統合化の動きは見られない。しかし、グローバル化した状況のもとで、リーマンショック以降、証券市場の短期志向への反省が強く働いている今日、アニュアルレポートへの社会・環境に関するパフォーマンス情報の開示は十分検討に値するテーマになってきている。社会・環境活動は基本的には長期思考であり、利益優先の短期指向を部分的にでも是正する可能性がある。しかし、日本では、アニュアルレポートという媒体に対する法的根拠が問題になる。

開示すべき社会・環境に関するパフォーマンス情報と保証の問題

もうひとつはアニュアルレポートに社会・環境に関するパフォーマンス情報を開示するとして、どのような情報が開示されるべきかという②の問題がある。EU の場合、指令においては、環境や従業員に関する情報と記されているだけで、具体的な情報にまでは言及されていない。イギリスなどでは、EU 指令を国内法規化しているが、法律上では開示すべき情報は明示せず、企業の判断に委ねている。ただし、法的拘束力のないガイドラインはいくつか発行されている。これは、社会・環境情報開示の世界においても、原則主義的な考え方が貫徹していると見ることができる。社会や環境に関する重要な活動は企業の規模や業態や地域などによって異なり、一概に規定することはできない。したがって、法律は原則のみを定め、あとは企業の判断に任せることが必要で、社会・環境情報開示はまさにこのような考え方に適合する。

しかし、それでは企業によって恣意的な情報開示に流される恐れがあるのではないか。監査や保証はどうあるべきかという問題がある。イギリスでは、このような保証枠組みについて、AccountAbility という民間機関が AA1000 という保証基準を公表している。ここで保証の焦点は、情報内容の正確さにあるのではなく、そのような情報が重要であることをいかに決定したのかという、情報の選別（すなわちそのための活動の選別）の妥当性を保証することになる。そのためには、関係するステークホルダーの意見を十分に斟酌するプロセスを持っているかどうか、そのプロセスを適切に活用したか否かなどが重要な審査ポイントとなる。AA1000 は、完全な自主的な保証基準であるが、イギリスにおけるサステナビリティ報告書の審査基準として一般に普及している、しかし、日本では、数年前に、

東芝をはじめ数社が試行したが、他の企業には十分浸透しなかった（東芝も数年前からAA1000方式の保証を取りやめている）。

今の日本の状況において、どのような社会や環境に関する非財務情報を開示するのか、その保証はどうするのかを議論することは時期尚早であろう。しかし、統合レポートという国際的な潮流に乗り遅れないためには、まずはそのフレームワークを構築して、実務を支援することが必要である。EUにおいて統合レポートのための国際委員会（International Integrated Reporting Committee）が結成されたのは2010年であり、2003年のEU指令から7年後である。日本で実務が成熟するには、まだ時間が必要であることを十分に理解して、現状に即したステップを考えるべきであろう。

社会・環境パフォーマンス情報の開示形式（資料4）

将来において社会・環境パフォーマンス情報の開示についての法的根拠が整備され、また開示内容についての枠組みが確定したとしても、すべての問題が解決したわけではない。各国において電子開示システムが整備されつつあるが、これらの情報をどのように電子化し、それを開示システム上で開示するかということが最後の問題として残されていることになるだろう。もちろん伝統的な紙媒体によって開示することの意義は失われていないが、開示情報の速報性、入手性のみならず、環境負荷の低減をはかることもできるなど、電子開示のもつ優位性は無視できない。

冒頭に指摘したように、有価証券報告書に取り入れられていない非財務情報としては、サステナビリティ情報や知的資産情報がある。両者に共通するのは、その開示形式の一つとしてXBRLを活用することが謳われている点である。たとえば前者の具体例としてはGRIのG3フレームワークの取り組みを挙げることができるし、後者の具体例としてはWICIフレームワークの取り組みを挙げることができる。両者ともに単に開示すべき内容・フレームワークを提言しただけでなく、XBRLの活用が明言されタクソノミの開発・公開もなされている。我が国のEDINETや米国のEDGARに見られるように、財務情報の開示において既にXBRL化が進んでおり、財務情報と非財務情報の統合レポートがスムーズに進展していくためには、非財務情報のXBRL化もまた必要となる。

XBRLについては最先端の技術を利用しているということもあり、その理解に困難がともなうため、過度に期待が大きくなったり、根拠のない楽観的観測や悲観的観測が横行したりしがちである。XBRLは極めて柔軟な構造をもたせることが可能であり、企業に関連することであれば、およそありとあらゆる情報を記述することが可能である。しかしながら、それが有効に機能するか否かは、どのようにXBRLタクソノミを設計するか依存することになる。

非財務情報に関するXBRLタクソノミの具体例としてGRIのG3フレームワークとWICIフレームワークのタクソノミについて解析してみると、G3フレームワーク・タクソノミについては構造が単純であるため扱いは容易であるが、WICIフレームワーク・タクソノミについては、現在公表されているバージョンの完成度は決して高いとは言えず、全体としてバラバラである印象を否めない。また両者に共通する問題としては、たとえば現行の

EDINETにおいて、財務情報を記述する EDINET タクソノミとの統合的な利用が困難となっている。これは XBRL という技術的な問題、あるいは非財務情報のタクソノミの側の問題というわけではなく、EDINET というシステム側の問題に起因するもので、異なるアーキテクチャのタクソノミについては排他的な利用しかできないという現時点での仕様によるものである。

この問題を解決するためには、EDINET タクソノミの中に財務情報に関する内容だけでなく非財務情報に関する内容を統合してタクソノミを開発する必要がある。しかしながら、これを実現するためには開示根拠として制度的な対応が求められることになるため、実現には多くの困難が伴うことになろう。

まとめと提言

本ディスカッション・ペーパーでは、非財務情報の開示について、サステナビリティ情報・知的資産情報・リスク情報に分け、それぞれについて「なぜ開示しなければならないのか」という開示根拠の問題、「何を開示すべきなのか」という開示フレームワークの問題について検討をおこなった。またこれらの非財務情報を「どのように開示したらよいか」という問題については、近年の統合レポートの動向を踏まえ、また XBRL の活用を念頭に置きながら検討をおこなった。

以上議論を踏まえ、具体的な提言として、以下のことを指摘したい。

サステナビリティ情報や知的資産情報といったこれまで制度的に開示対象とされていなかった非財務情報については、企業の自主的な開示に委ねられてきたが、サステナビリティ情報についてはこれまでも大企業を中心に多くの自主的な開示がなされてきた実績を鑑み、いたずらに証券規制の強化や会社法改正といった強制開示を迫るのではなく、アニュアルレポートの拡充化を促進するという方向性を迫ることである。財務パフォーマンスと社会環境パフォーマンスとを関連付け、事業戦略とサステナビリティの統合を企業目標や戦略の中に明確に位置づけることで、企業のリスクが軽減され、結果として企業の持続的発展可能性を高めることが理解されるようになれば、やがては企業のアニュアルレポートは自ずと統合レポートへと変容していくことになるはずである。

知的資産情報については、現状として中小企業における積極的な開示が見られるように、企業の競争優位の源泉として知的資産情報の活用が期待される。この部分に関しては積極的に開示の推進が求められるが、現行の仕組みのもと、企業の自主性にゆだねるだけでは限界もあるため、より投資家等のステークホルダーに訴求しうよう、統合レポートの議論の進展を踏まえつつ、より一層の関係者間のコミュニケーションの改善を図っていく必要がある。

XBRL の活用については、財務情報と非財務情報との統合的なタクソノミの開発が、情報の有効活用のためには不可欠である。このためには、現在の EDINET においては財務諸表本体のみがタクソノミ化されているが、注記情報についても早々にタクソノミ化を進めるとともに、サステナビリティ情報や知的資産情報などについても合わせてタクソノミ化することが理想的である。しかしながら制度的な対応が難しい状況を鑑みるならば、現行の

システムのもとで EDINET タクソノミと併用可能な非財務情報タクソノミの開発とそれを利用可能できる仕組み作りを求めていくことが現実的であろう。

なお、非財務情報開示の拡充は、ともすると拡大の一途をたどりがちである。それに一定の歯止めをかけるための仕組みとして開示情報に対する「保証」を求めるということも、将来においては検討する必要があるだろう。そのためには新たな保証の概念を確立する必要もあり、今後とも継続的な議論が必要となる。

(付記) 各論の詳細については、添付資料の 1～4 をそれぞれ参照されたい。